

建築物等定期調査業務実施登録事務所 要綱

平成18年1月制定

平成20年5月改正

1. 目的

建築物等定期調査等の依頼についての業務を行う。

2. 登録資格

- ①本会が実施し、技術調査委員会が指定する登録者用研修会等を受講した者。
- ②業務を適正かつ確実に行うことのできる建築士事務所であること。
- ③一級建築士事務所であること、又は、建築基準法第12条第1項に基づく資格者。

3. 登録方法・申請方法

- ①登録を希望する事務所は、「建築物等定期調査業務実施登録申請書」等に必要事項を記入し、会長に提出する。
尚、申請後記載事項に変更等が生じた場合には、速やかに届け出ること。
- ②登録希望者は、本会が実施する登録者用研修会等の申込み時もしくは、受講後に申込むものとする。
- ③登録事務所は、「技術調査委員会」が「建築物等定期調査業務実施登録事務所名簿」として編纂し、理事会へ報告する。
- ④「建築物等定期調査業務実施登録事務所名簿」は、事務局及び各支部に備え置くこととする。
また、必要に応じて各公共機関へも配布致します。

4. 登録期間等

- ①登録受付期間(新規更新とも)は、指定講習会後2週間以内とする。
- ②登録有効期間及び更新
登録有効期間は、2年とし、2年毎に更新する。
- ③登録の取り消し
登録事務所が、会員でなくなった場合、また、建築士法に基づく行政処分を受けた場合には、登録を取り消す。

5. 講習会

- ①登録者は、資質向上をはかるための研修会等に原則必ず参加すること。

6. 依頼人よりの照会への対応

- ①本会に依頼人より調査の照会依頼があった場合は、「建築物等定期調査業務実施登録事務所名簿」を閲覧させることとする。
- ②各支部に照会があった場合も前記に準じて依頼者に閲覧させることとする。
- ③登録事務所は、調査内容及び費用等について十分協議し、依頼人と直接契約するものとする。

7. 登録事務所の責務

- ①調査対象の範囲は、建築士の区分に応じ、建築士法第3条、第3条の2及び第3条の3に定める業務の範囲とする。
- ②建築基準法第12条第1項に基づく資格者の業務範囲とする。

8. 登録受付窓口及び問い合わせ先

(社) 神奈川県建築士事務所協会

〒231-0032 横浜市中区不老町3-12 第三不二ビル4階

TEL 045-228-0755

FAX 045-212-3807

建築物等定期調査業務実施登録事務所 注意事項等

この名簿は、建築物等定期調査業務を行う事務所名簿です。

この名簿は、当協会が作成しましたが、名簿掲載の事務所が調査業務を行うもので、協会が調査業務を行うものではありません。したがって、調査業務は、お客様と設計事務所との契約業務となりますので調査を依頼する事務所と下記について、十分に打合せをするようお願い致します。

1. どのような業務を依頼するのかを明確にして契約書を取り交わしてください。
2. 費用は、依頼する業務内容によって異なりますので、よくご相談ください。